

「基礎から学ぶ 中国貿易実務」につきまして、制度改正に伴い下記の通りに記載が変更となりました。

新 (P.148)	旧 (P.148)
<p>相当します。</p> <p>国内で売買される時には、商品代金の領収書とは別に増値税専用領収書が発行される「外税方式」をとり、その専用領収書により仕入れ控除を行うことができます(ただし、国内の小売金額は、内税方式の表示となっています)。</p> <p>単純に企業が負担する税額を計算すると、</p> <p>*納税すべき金額=販売税額(売上金額×13%)－仕入れ税額</p> <p>ということになります。</p> <p>イ. 納税人 (中略)</p> <p>ロ. 税率</p> <p>増値税の税率は、<u>2018年5月に17%から16%に引下げられましたが、2019年4月1日に再度引き下げられ、13%になりました。</u></p> <p>① 一般納税人(13%、9%、6%)</p> <p>13%: 貨物販売、役務、一般的な輸入貨物</p> <p>9%: 交通運輸、建築、不動産販売など、並びに農産品、エネルギー、書籍、オーディオ・ビジュアル製品、化学肥料、農薬など</p> <p>6%: 無形資産の販売</p> <p>② 小規模納税人(3%、ただし仕入控除ができません)</p> <p>ハ. 輸入貨物の増値税</p> <p>輸入貨物に対する増値税税率も、<u>同様に16%から13%</u>に引き下げられており、輸入通関の時には関税とは別に「税関輸入増値税専用納付書」により納付し、この領収書が仕入れ控除のエビデンスになります。</p> <p>(後略)</p>	<p>相当します。</p> <p>国内で売買される時には、商品代金の領収書とは別に増値税専用領収書が発行される「外税方式」をとり、その専用領収書により仕入れ控除を行うことができます(ただし、国内の小売金額は、内税方式の表示となっています)。</p> <p>単純に企業が負担する税額を計算すると、</p> <p>*納税すべき金額=販売税額(売上金額×16%)－仕入れ税額</p> <p>ということになります。</p> <p>イ. 納税人 (中略)</p> <p>ロ. 税率</p> <p>増値税の税率は、<u>2018年5月1日から下記の通り、16%(それまでは17%などに引き下げられています。</u></p> <p>① 一般納税人(16%、10%、6%)</p> <p>16%: 貨物販売、役務、一般的な輸入貨物</p> <p>10%: 交通運輸、建築、不動産販売など、並びに農産品、エネルギー、書籍、オーディオ・ビジュアル製品、化学肥料、農薬など</p> <p>6%: 無形資産の販売</p> <p>② 小規模納税人(3%、ただし仕入控除ができません)</p> <p>ハ. 輸入貨物の増値税</p> <p>輸入貨物に対する増値税税率も、<u>2018年5月1日から基本的に16%(それまでは17%)</u>に引き下げられており、輸入通関の時には関税とは別に「税関輸入増値税専用納付書」により納付し、この領収書が仕入れ控除のエビデンスになります。</p> <p>(後略)</p>

「基礎から学ぶ 中国貿易実務」につきまして、制度改正に伴い下記の通りに記載が変更となりました。

新 (P.153)	旧 (P.153)
<p>③ 徴税せず、還付せず(中国語で「不征」、「不退」) 加工貿易の結転制度の場合などに採用される、変則的な方式です。</p> <p>(4) 輸出増値税の還付率 還付率は商品によりさまざまですが、一般的に中国として、輸出を振興したいハイテク、IT 産品などは、還付率が高く、靴などの労働集約型は低くなっています。旧来は、HSコード64類(靴)では、還付率は15%、HSコード85.08(真空掃除機)、85.17(携帯電話)などは16%でしたが、91類の時計類では13%となっていました。</p> <p>しかし、輸出振興のためか2016年11月からカメラ、エンジン、ポンプ、消火器などの機電産品を中心とした418品目の還付率を16%に引き上げました。続いて輸出企業の下支えを目的として、国務院は2018年11月1日から、<u>輸出税還付率をさらに変更しましたが、2019年4月1日からの増値税改革に伴い、輸出税還付率も変更されました。</u></p> <p><u>具体的には、品目により16%は13%に、13%は10%に、10%は9%にそれぞれ引き下げられました。ただし、還付率6%及び0%の品目は変更されません。基本的に、汚染度が高い資源性の産品などについては還付率の変更は行われていません。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>③ 徴税せず、還付せず(中国語で「不征」、「不退」) 加工貿易の結転制度の場合などに採用される、変則的な方式です。</p> <p>(4) 輸出増値税の還付率 還付率は商品によりさまざまですが、一般的に中国として、輸出を振興したいハイテク、IT 産品などは、還付率が高く、靴などの労働集約型は低くなっています。旧来は、HSコード64類(靴)では、還付率は15%、HSコード85.08(真空掃除機)、85.17(携帯電話)などは16%でしたが、91類の時計類では13%となっていました。</p> <p>しかし、輸出振興のためか2016年11月からカメラ、エンジン、ポンプ、消火器などの機電産品を中心とした418品目の還付率を16%に引き上げました。続いて輸出企業の下支えを目的として、国務院は2018年11月1日から、<u>財税〔2018〕年123号の通知で輸出税還付率をさらに変更し、現行の還付率が15%と一部の13%の品目の場合には16%の還付率、9%の品目の場合は10%と13%に、5%の品目は6%と10%に還付率が変更されました。ただし、汚染度が高い資源性の産品などについては還付率の変更は行われていません。</u></p> <p>(後略)</p>